医療相談室だより

令和 6 年 11 月 (No. 392) 令和 6 年 11 月 1 日発行

朝晩の寒さが身に染みる季節になってきましたね。 年末年始の外泊などを検討される場合は お早めにご連絡下さい。



病棟の様子 南2病棟 南3病棟

院内の様子について、今号では南館の病棟をご紹介いたします。

また、最新のお知らせや院内の様子については、平川病院のホームページからも確認できます。本紙右下の QR コードからもアクセスできますので、ぜひ、定期的にご覧ください。

【南2病棟】

南2病棟は急性期治療病棟です。初めてご入院される方や、症状が強く出ている方、休息目的での入院などに対応している病棟です。年齢や病状ともに幅広い患者様が入院しており、3ヶ月以内の退院を目標としています。病棟の入り口に鍵がかかる閉鎖病棟ではありますが、中庭をぐるりと取り囲むように部屋が並んでおり、中庭には芝生や四季折々の花が植えられていて、気分転換にお散歩をされている患者様もお見受けします。

また、患者様にご自身の病気について知って頂くための疾病教育や、再発予防に向けたプログラムなどを行っており、退院したあとの暮らしが安心なものであるよう、多職種で取り組んでおります。

【南3病棟】

南3病棟は、精神科身体合併症病棟です。精神科の治療をうけながら身体的なリハビリテーションを行う方が多い病棟です。リハビリテーションは、リハビリ室のほか、病棟での動作訓練や、病棟の周囲の坂道なども利用しながら行います。リハビリ以外の時間は、トイレや入浴、食事など日常動作を行うだけでも時間を要し、1日があっという間、という方も多いです。余力のある方や、さらに今後の生活に繋げる目的で精神科作業療法にも参加され、映画やカラオケ、読書や手工芸など個々の活動を行っておられます。

医療機関で身体のリハビリテーションが受けられる期間は、疾患によって診療報酬で定められており、永遠には続けられないことがほとんどです。限られた時間のなかでも、これまでの生活からヒントを得ながら、退院後の生活に繋げられるよう、支援や工夫を職員間でのカンファレンス等で検討したり、リハビリ以外のケアも行っております。





精神保健福祉法改正 入院者訪問支援事業

精神保健福祉法の改正にともない、令和6年度より入院者訪問支援事業がはじまりました。 所定の研修を終了した入院者訪問支援員が患者さんの希望に応じて病院を訪問し、生活に 関する相談などに応じて、体験やお気持ちを丁寧にお話を聞き、必要な情報を提供します。

これまでも、行政や福祉サービスなどの支援者に来院いただき、退院後の生活にむけて相談する機会がありましたが、この事業では、医療保護入院でご入院の方のうち、市区町村長同意で入院している患者様が対象となっております。病院以外のサポートをしてくださる支援者の方々と連携しながら、退院後の生活を考えるきっかけづくりにしてきたいと思っております。

退院支援委員会の時期が変更になることがあります。

精神保健福祉法の改正により、医療保護入院で入院されている患者様は、入院時に定められた入院期間を満了しても入院の継続が必要な場合の手続きが変更になりました。2024年4月以前に入院された方の中には、退院支援委員会を行い、継続の手続きを行った際、今後の【推定される入院期間】をお示ししましたが、法改正にともない、入院期間の満了月が数か月前後する場合がございます。今年度に関してはご入院の該当月で満了月が決められますので、退院後生活環境相談員(当院ではソーシャルワーカー)が時期を確認し、医療保護入院の継続手続き、退院支援委員会の開催について、ご連絡致します。ご不明な点などございましたらが、担当のソーシャルワーカーまでご連絡ください。今後とも、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

相談室より

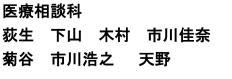
ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。 事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。 また、当番者の出勤がある土曜日もあります。

ご用のある方は事前に、ご連絡いただくよう、よろしくお願いいたします。

東京都八王子市美山町 1 0 7 6 医療法人社団 光生会 平川病院 院長 平川 淳一 電話 0 4 2 (6 5 1) 3 1 3 1 Ⅰ 12月7日

11 月 16 日 市川浩之

病院ホームページもご覧ください





市川佳奈